## 政治分野における政策・方針決定過程への 女性の参画の拡大について

本格的な少子高齢社会を迎える我が国にとって、女性の活躍促進は、社会の活性化の鍵であり、政策・方針決定過程への女性の参画は喫緊の課題です。特に政治分野においてその緊要性が高いにもかかわらず、国会議員の女性割合は諸外国に比べて低く、しかもその差は拡大傾向にあります。

政府は、第3次男女共同参画基本計画(平成22年12月17日閣議決定) において「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に 女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する」という 目標を達成するため、今後取り組むべき課題として、実効性のある積極的 改善措置(ポジティブ・アクション)の推進を掲げております。

特に政治分野については、積極的改善措置の推進について理解を求めつつ、積極的な取組を促すなど働きかけを行うこととしており、この度、男女共同参画会議 基本問題・影響調査専門調査会においても、そのために諸外国で行われている様々なポジティブ・アクションについて整理を行ったところです。

つきましては、貴党におかれても、党員・役員に占める女性割合や、衆議院議員及び参議院議員の選挙における女性候補者の割合、地方公共団体の議会の選挙における女性候補者の割合が高まるよう、諸外国の取組も御参考いただき、ポジティブ・アクション導入についての御検討をよろしくお願い申し上げます。

平成24年4月24日

内閣府特命担当大臣 (男女共同参画)